

早いもので、今年最後の税務トピックスです。北海道胆振東部地震や台風など非常に自然災害が多い年で、いまだ復旧に努められている方が多くいらっしゃると思います。一日でも早い復旧をお祈り申し上げるとともに、来年は良い年となるよう心より祈念いたします。

さて、今回は年末調整のQ&Aを掲載させていただきました。今回は年末調整の簡単な説明と、年末調整に係る申告書3種類の意味を説明させていただきます。

そもそも年末調整って何？

年末調整とは、源泉徴収された所得税と実際に納めなくてはならない所得税の差を調整し、無くすことをいいます。では、そもそもなぜ差が生まれてしまうのでしょうか。

それは、、、

毎月の給与から計算される源泉徴収額は、各種税額控除が適用されていない

からです



他にも理由がありますが、主に上記の理由により差が出てしまいます。

つまり、正しい所得税を再計算するために各種控除申告書が必要となるわけです。

年末調整にかかる申告書3種類の意味

税務署から年末調整に係る書類が届いているかと思いますが、以前は2枚だった申告書が3枚に増え、戸惑った方も多かったのではないのでしょうか。実は以前1枚の申告書だったものが2枚に分かれただけなのですが、簡単に申告書3種の意味を説明いたします。

◎平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

- ・以前の様式とほぼ同じ内容ですが、配偶者控除の記載が無くなりました
- ・各種税額控除の内、保険料に係る控除を計算する申告書

◎平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

- ・税法改正で変更となった配偶者（特別）控除額の計算に特化した申告書
- ・自身と配偶者の給与所得見積額から給与所得控除額を除いた金額（所得金額）を算出し、配偶者（特別）控除が適用となるかを判断します



◎平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- ・以前の様式と同じ内容
- ・次年度の源泉徴収事務に係る扶養親族等の数を確定させる申告書

末筆ではございますが、税務トピックスに目を通していただきましてありがとうございました。

今後もお客様に寄り添った内容となるよう作成していきたいと考えておりますので、来年もどうぞよろしくお願いいたします。